



令和3年6月20日

社員・会員各位

緊急事態宣言解除後の倶楽部運営について

キャプテン 小野一郎

日頃は、倶楽部が実施しております新型コロナウイルス感染防止対策に対しまして、多大なるご協力を賜り改めて感謝申し上げます。

さてこの度、兵庫県は4月25日(日)から続いておりました緊急事態宣言を解除し、その後の対策期間として、6月21日(月)～7月11日(日)までの間、西宮市をはじめ主要な地域が『まん延防止等重点措置区域』に指定されることとなりました。これに伴いまして、下記の通り解除後の変更点についてお知らせ致します。

今後も安全・安心な倶楽部運営を継続していくために、引き続き感染予防対策の徹底をして参りますので、皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

《緊急事態宣言解除後の変更点》

- ① 酒類の提供は平日のみ再開致します。 ※土日祝は引き続き提供不可
- ② 浴室における浴槽のご利用を再開致します。
- ③ プレー後のご飲食利用時間は1時間程度を目安にお願い致します。

以上の内容につきましては、ご同伴、ご紹介のゲストの皆様にも周知頂きますようお願い致します。なお、更なる期間延長等、状況に変化が有れば改めてご連絡致します。

以上

西宮カントリー倶楽部